

○民生部保健環境課関係事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民生部保健環境課で所管する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関して、飛島村補助金交付規則（平成18年規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の名称等)

第2条 補助金の名称、目的、交付の対象となる事務又は事業の内容、補助率及び補助金の交付の方法は、別表第1に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請等)

第3条 補助金の交付の申請、申請の内容の変更等、状況報告及び実績報告に使用する様式は、規則に定めるもののほか、別表第2に掲げる提出書類とする。

(雑則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年訓令第3号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年訓令第13号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

補助金の名称	目的	交付の対象となる事務又は事業の内容	補助率	補助金の交付の方法
海南病院施設整備補助金	地域住民の二次病院としての役割を持つ施設の運営の助長を図るため	海南病院の施設整備に要する費用	海南病院及び5市町村の間で別に締結する協定に基づく補助率	補助事業完了後

海南病院救命救急センター運営費補助金	地域住民の救命救急センターとしての役割をもつ施設の運営費を支援するため	海南病院の救命救急センター運営費に要する費用	海南病院及び5市町村の間で別に定める額	補助事業完了後
飛島村健康づくり食生活改善協議会補助金	食生活改善事業に関するボランティア活動の資の向上を図るため	飛島村健康づくり食生活改善協議会の行う食生活改善に係る事業に要する経費のうち、人件費を除いたすべての経費	補助対象経費の4分の3以内の額又は12万円のいずれか低い方の額	補助事業完了後
飛島村シーラント予防処置費補助金	6歳臼歯（第一大臼歯）の萌出環境改善に要する経費を補助するため	村内に住所を有する児童のうち、歯科医師が必要と認めたいシーラント予防処置にかかる経費（1歯につき1回を限度とする。）	児童の年齢及び処置に要した実費に応じて、1歯あたり次の各号に掲げる額 （1） 6歳未満 ① 実費 3,230円 以上の場合は、 2,730円 ② 実費 3,230円 未満の場合は、実費から 500円を	補助事業完了後

			<p>控除した額</p> <p>(2) 6歳以上</p> <p>① 実費 2,420円以上の場合は、 1,920円</p> <p>② 実費 2,420円未満の場合は、実費から500円を控除した額</p>	
飛島村住宅用地球温暖化対策設備導入促進補助金	住宅用地球温暖化対策設備の設置費用の一部を補助することにより、循環型社会に変革する環境保全意識の高揚を図り、もって地球温暖化の防止に寄与するため	<p>村内に住所を有する者（住民基本台帳に記録されている者、又は自己の居住を主たる目的として、村内に住宅を新築又は増改築する者）が、次に掲げる住宅用地球温暖化対策設備を設置した場合において1世帯につき1回に限り補助をする。</p> <p>(1) 住宅用太陽光発電施設</p> <p>財団法人電気安全環境研</p>	<p>左記住宅用地球温暖化対策設備における補助率は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 住宅用太陽光発電施設システムを構成する太陽電池モ</p>	補助事業完了後

		<p>究所の認証を受けた太陽電池モジュールを使用したシステム（未使用品に限る。）で、低圧配電線と逆潮流有りで連系し、かつ、太陽電池の最大出力（当該施設を構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値（小数点以下3けたを四捨五入）とする。以下同じ。）が1キロワット以上10キロワット未満のものをいう。</p> <p>（単体補助は2022年度までとする。）</p> <p>(2) 家庭用エネルギー管理システム（HEMS）</p> <p>家庭での電力使用量等を自動で実測し、エネルギーの「見える化」を図るとともに、機器の電力使用量等を調整する制御機能を有するもの（愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金交付要綱（以下「県補助金交付要綱」という。）に基づき交付対象として指定されたものに限る。）</p> <p>(3) 定置用リチウムイオン蓄電システム</p>	<p>ジュールの最大出力値（単位はキロワットとし、小数点以下第3位を四捨五入する。出力4キロワットを超えるシステムにあっては最大出力に替えて4キロワットとする。）に100,000円を乗じて得た額</p> <p>(2) 家庭用エネルギー管理システム（HEMS）1基につき40,000円（上限40,000円。）</p> <p>(3) 定置用リチウム</p>
--	--	--	--

		<p>リチウムイオン蓄電池部 （リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）及びインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時等に、必要に応じて電気を活用することができるもの（県補助金交付要綱に基づき交付対象として指定されたものに限る。）</p> <p>(4) 一体的導入 （1）、（2）及び（3）に規定する設備を一体的に導入するもの。</p> <p>(5) 家庭用燃料電池システム 燃料電池ユニット、貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPガス等から燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるもの（県補助金交付要綱に基づき交</p>	<p>イオン蓄電システム 1基につき160,000円（上限160,000円。）</p> <p>(4) 一体的導入 上記 （1）、 （2）及び （3）に掲げる設備毎に算出した補助金額の合計額に50,000円を加算した額 （上限650,000円。）</p> <p>(5) 家庭用燃料電池システム 1基につき150,000円（上限150,000</p>	
--	--	---	---	--

		付対象として指定されたものに限る。)	円。)	
飛島村犬猫の避妊等手術費補助金	飼い犬又は飼い猫の避妊若しくは去勢手術に要する経費の一部を補助することで、捨て犬及び捨て猫を防止するため	1 村内で犬猫を飼養している者が、その飼い犬又は飼い猫の避妊若しくは去勢手術を実施した場合に要する経費（申請は手術をした年度の末日までにしなければならない。） 2 補助対象となる者は、本村において、登録がなされた飼い犬等（猫にあっては、飼養している飼い猫とする。）を飼養している者とする。	定額 (1) 避妊手術（メス） ア 犬1匹につき 3,000円 イ 猫1匹につき 2,500円 (2) 去勢手術（オス） ア 犬1匹につき 2,500円 イ 猫1匹につき 2,000円	補助事業完了後

別表第2（第3条関係）

補助金の名称	規則第5条に係る提出書類	規則第8条に係る提出書類	規則第11条に係る提出書類	規則第12条に係る提出書類
海南病院施設整備補助金	村長が必要と認めた書類	1 補助事業の変更計画書 2 補助事業の収支予算書 3 村長が必要と認めた書類		1 補助事業の裏付けとなった関係書類 2 補助金交付決定通知書の写し（原本証明した

				もの)
海南病院救命救急センター運営費補助金	村長が必要と認めた書類	1 補助事業の変更計画書 2 補助事業の収支予算書 3 村長が必要と認めた書類		1 補助事業の裏付けとなった関係書類 2 補助金交付決定通知書の写し (原本証明したもの)
飛島村健康づくり食生活改善協議会補助金	1 前年度の決算書 2 当該年度の予算書 3 村長が必要と認めた書類	1 補助事業の変更計画書 2 補助事業の収支予算書 3 村長が必要と認めた書類		1 補助事業の裏付けとなった関係書類 2 補助金交付決定通知書の写し (原本証明したもの)
飛島村シーラント予防処置費補助金	村長が必要と認めた書類	1 補助事業の変更計画書 2 補助事業の収支予算書 3 村長が必要と認めた書類		1 補助事業の裏付けとなった関係書類(村が指定した領収書兼証明書)等 2 補助金交付決定通知書の写し (原本証明したもの)
飛島村住宅用地球温暖化対策設備導入促進補助金	1 設置工事に係る契約書の写し 2 設置予定場所の案内図及	1 補助事業の変更計画書 2 補助事業の収支予算書 3 補助事業の		1 補助金交付決定通知書の写し (原本証明したもの) 2 施工の状況を

	びカラー写真 (住宅用太陽 光発電施設に ついては、太 陽電池モジュ ールの設置 図) 3 建物又は土 地を借りてい る場合は、貸 主の承諾書 4 村長が必要 と認めた書類	実施設計書 4 村長が必要 と認めた書類		記録した写真 3 設備の設置に 要した費用の領 収書の写し 4 電力事業者か らの太陽光契約 に関するお知ら せの写し(住宅用 太陽光発電施設 に限る。) 5 竣工検査記録 書の写し 6 保証書の写し 7 村長が必要と 認めた書類
飛島村犬猫 の避妊等手 術費補助金	1 受給資格調 書 2 領収書の原 本 3 村長が必要 と認めた書類			補助金交付決定 及び額の確定通知 書の写し(原本証明 したもの)

備考 飛島村犬猫の避妊手術費補助金の交付決定については、規則第14条第1項第2号の規定により補助金の交付の決定とあわせ補助金の額を確定するものとする。